平成２８年（フ）第５２７号
千葉市中央区千葉寺町119番地１　レオパレスみどりⅢ109号
破産者　後藤　慎一
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４１号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３番７―409号
破産者　永井龍次郎
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
新潟県阿賀野市六野瀬437番地13
破産者　株式会社アルテミス
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
長崎県佐世保市天神町1201番地
破産者　株式会社大宮
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１４００号
埼玉県加須市細間297番地
破産者　有限会社オカデンテクノ
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３０号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目６番地３ラ・セゾン１番館101号、開始決定時の住所千葉県市原市栢橋215番地263
破産者　齋藤　　登
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３１号
千葉県市原市朝生原1017番地、開始決定時の住所千葉県市原市栢橋215番地263
破産者　齋藤由規子（旧姓佐久間）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００３号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番10棟504号
破産者　今野　順助
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
東京都世田谷区奥沢１丁目32番２号
破産者　有限会社三栄製作所
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
福井県丹生郡越前町西田中２丁目216番地
破産者　有限会社マツダ産業
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
福井市高柳１丁目805番地
破産者　有限会社マキシムコーポレーション
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
東京都東大和市高木２丁目188番地の６
破産者　飯島　　剛
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木481番地29
破産者　岩永　且惠
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２７号
東京都立川市錦町２丁目11番11号エスポワール錦206号
破産者　田中　雄太
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
京都市右京区西京極東大丸町26番地
破産者　株式会社リモデルライフ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
京都府木津川市山城町平尾西方儀９番地８
破産者　株式会社一輝
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
奈良市学園朝日元町１丁目606番地の21
破産者　摂津瓦斯工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４８７号
岡山市中区中井３丁目７番６号なごみ荘中井ホーム
破産者　藤本　正人
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
広島県呉市広白岳６丁目２番１号
破産者　有限会社健康壱番館呉
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４３４号
福岡県春日市岡本７丁目23番地　第２高田コーポ201号、前住所福岡県春日市上白水３丁目５番地　上白水コーポ202号
破産者　松尾　　清
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０９号
福岡市博多区博多駅南３丁目８番21―501号
破産者　藤田　雅史
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部